

平成  
13年 3

平成13年3月1日発行 第462号  
(毎月1日発行 定価1部40円)

発行人 石川県商工会連合会  
発行所 石川県金沢市戸水町イ65番地  
〒920-0223 TEL (076)268-7300

# 商工わがのと

石川県商工会連合会会報

<http://www.ishikawashokokai.or.jp/>



とじ込んで保存しましょう

## やまなか いい花お散歩号

温泉再興800年祭を楽しもう! (山中町)

### 主な内容

- 経営革新を目指して・セミナーを開催... (2)
- 青年部全国大会を開催... (3)
- 平成十二年度年末・年始大売出し... (4)
- 一口講座... (5)
- 平成13年4月より  
雇用保険法が大きく変わります!... (6)
- あのまち・このむら... (7)
- 探訪「チャレンジ企業」絲藝苑... (8)

伝統文化が息づく山中温泉に  
咲くいい花。  
山中節・伝統工芸山中漆器・  
九谷焼。小さく咲いた十三のギ  
ャラリー店。  
山中温泉では本年温泉再興八  
百年祭を迎え、三月二十日から  
六月三十日まで毎日、先人達に  
よって大切に守り続けられてき  
た伝統行事を多彩に繰り広げお  
楽しみいただけます。又、無料  
周遊バス『やまなかいい花お散  
歩号』が三月二十日から十一月  
三十日まで運行されます。  
山中温泉に咲くいい花をみつ  
けにでかけてみませんか。

# 経営革新を目指して

## セミナーを開催

県連合会では、昨年十一月から、企業の経営革新に向けた具体的取り組み手法等を修得するための「経営革新支援セミナー」を六回シリーズで開催し、このほど終了した。

セミナーには、社団法人中部産業連盟（中産連）の専門コンサルタント等を講師陣に迎え、六回を通して県内商工会地域の工業関係の企業経営者、後継者、経営幹部等十九名の方が参加し、自社の経営革新の実現性を高めようと熱

心に受講した。

十一月に開催した第一回目は、経営環境の変化に対応した経営革新への具体的考え方について、十二月に開催した第二回目と第三回目は、経営革新実現化に向けたビジネスプランの作成手法などについて、それぞれ座学方式で実施した。

一月から二月上旬にかけて開催した第四回目と第五回目は、参加者を希望する三つの分科会（新分野への進出、新たな生産方式の導入、ITを活用した新たな販路・調達先の開拓）に分け、それぞれのテーマに基づいた講義とケーススタディーを行った。

ケーススタディーでは、受講者が少数であったことなどから、受講者企業の課題等実情を踏まえた取り組みの方向性をディスカッションするなど実践的な内容となった。

二月十三日に開催した最終回には、オープン聴講を加え約四十名が参加し、横浜に本

ディスカッションする分科会



最終回の模様

社を置く中小企業、㈱ニツクス（プラスチック部品等の製造）の青木伸一社長と中産連の五十嵐瞭常務理事（東京本部長）を講師に招き、それぞれ、「我が社の経営革新」「今日の時代における中小企業の経営課題」と題して講演し、経営革新を実践してきた経験談をもとに、取り組みの進め方や考え方、これからの経営者に求められる諸課題などについて学んだ。

## ホームヘルパー養成研修（二級課程）

### 閉講式を開催

ムヘルパー二級の資格取得をめざし、九月二十八日の閉講式を皮切りに、講義（五十八時間）、実技講習（四十二時間）、実習（三十時間）の計百三十時間のカリキュラムを受講してきた。



県連合会では、二月七日、県連合会研修室で「ホームヘルパー養成研修（二級課程）」の閉講式を開催した。

この研修は、高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供と介護・福祉サービス業の振興に寄与するため、必要な知識と技術を有するホームヘルパーの養成を図ることを目的として、今年度初めて実施した。

研修には、県内商工会地域の女性部員を中心に十四商工会から三十一名が参加、ホ

の役割は大きく、また、企業経営においても高齢者に対する理解と配慮の必要性はますます高まっています。研修で修得された知識や技術を、それぞれの立場で十分に発揮され、活躍されることをお祈りいたします」と述べた。

次いで、谷本県連合会長から、全課程を修了した受講生一人一人に修了証書と修了証明書が手渡された。

最後に、この研修を受講して感じたこと、今後取り組みたいことなどについて懇談を行い、閉講式を終了した。

## 『ベンチャー・チャンスを、青年部はベンチャー・グループで』

## 青年部ブロック別事業推進研究会を開催

県連合会・県青年部連合会では、去る一月二十六日、県



下商工会青年部幹部等を対象に七十九名の参加を得て、商工会青年部ブロック別事業推進研究会を開催した。

同研究会では、はじめに「これからのベンチャー企業とは」と題して、株式会社コムズ代表取締役の小柴義明氏による基調講演が行われた。

この中で、「本当のベンチャー企業とは、常に新しいことを挑戦し続けることであり、経営者とはいろいろな場面で発想の転換を持ち続けてほしい。」と、我々若手経営

者等の頑張り、今後の日本経済の底上げに繋がると述べられた。

引き続き行われた分科会では、「広域活動事業のあり方及び取り組み」というテーマのもと、来年度から大きく変わる若手後継者等育成事業について、ブロック同士が懇談・意見交換を通じて、いくつかの事業提案、今後の方向性等を導き出した。

最後に全体報告の場で、各分科会での検討成果が報告された。

## 視点

この間、県内商工会地区にある十五の商店を見てまわる機会があった。

一つの店だけを見てみると、多いが、連続してみるという比較ができ、その良さや欠点が鮮明になってくる。

業種、業態や地域特性、立地条件などが異なるとなかなか評価することが難しいが、評価点数はともかくとして、それぞれの店は地域に合った工夫をしていて実に元気が良い。

店に共通して言えるのは、一つは、経営者がしっかりと考え、いいかえれば経営戦略を持ちたいへん前向きである。そんな商店には後継者がおり、店では若夫婦も一緒に働いているケースが多い。

もうひとつは、これまでに培ってきたものをベースにしているが、必ずしもそれにこだわらず関連分野や異分野に進出している。それはいわば業態型（業種、業態の境界型）に位置付けられる分野といつてよい。

さらにつけ加えるならば、地域に密着した経営を心掛けていくことである。

これもちよつとした工夫であるが、例えば店の片隅にコーヒーカーナーやお茶席などお客さんがくつろげるスペースを設ける。

（石川県商工会連合会

専務理事 大塚忠寿 記）

## 若き事業家、8万人のネットワーク

## 第三回商工会青年部全国大会を開催

第三回商工会青年部全国大会が、去る二月九日、千葉県浦安市の東京ベイNKホールに於いて、全国から青年部のリーダー等五千名余りが参集した。

本県からは青年部長等二十七名が参加し、二十一世紀最初の大会を全国八万人の部員相互のネットワークの場として位置づけ、生きた情報を発信し、元気ある創造的活動の推進を誓い合った。

んに感謝状が、各々授与され、続いて、全国部長会議、全国ブロック代表者による主張発表大会が行われた。

その後、船井総合研究所の船井幸雄氏が演壇に立ち、「二十一世紀の商工業を担う君たちへ」と題して基調講演が行われた。

講演の中で講師は、「経営にはコツがあり、長所だけを伸ばす、天職発想、運（ツキ）を招き入れる、ムリをしない、この四つを全うすれば必ず成功する」と話された。

また、「人の良心に反したことはせず、与えられたことを一生懸命することが商売の鉄則である」とも述べられた。



全国大会のオープニングセレモニー

大会は、主催者、来賓等のあいさつに続き、大会顕彰授与式が行われ、本県からはネットワークづくり部門顕彰で野々市町の柳森 豊さんが、また、田鶴浜町の野崎 馨さ



基調講演の船井幸雄氏

県内三十一地域で二十五の企画  
 平成二十二年年度末・年始大売出し

県連合会が調査した県下商  
 工会地域の平成二十一年度年  
 末・年始大売出しの調査結果  
 がこのほどまとまった。  
 調査結果によると大売出し  
 は、三十一地域で、二十五の  
 企画が実施された。

二十五企画のうち、鶴来町、  
 吉野谷村、鳥越村、尾口村、  
 白峰村では鶴来広域スタンプ  
 会の合同企画として五町村の  
 合同で、また、鳥屋町、鹿島  
 町、鹿西町では三町合同で行  
 われたほか、今回新たに、昨  
 年、宇ノ気町と七塚町の商業  
 者を構成員として設立された  
 宇ノ気七塚商業協同組合が主  
 体となって、両町の商業者に  
 よる大売出しも行われた。

対前年売上高は、増減の回



宇ノ気・七塚 両町のチラシ

答があった二十五地域の内、

「増加」が二地域（昨年調査  
 三地域）、「横ばい」が七地域  
 （昨年調査十一地域）とそれ  
 ぞれ減り、「減少」した地域  
 が昨年調査の十三地域から十  
 六地域に増えた。特に羽咋郡  
 市以北は「横ばい」の一地域  
 を除く十地域が「減少」する  
 といった厳しい結果となっ  
 た。

売上の減少要因としては、  
 「大型店・安売店の定着」「中  
 大型店の販売攻勢」「大型店  
 の新規出店」や「消費の低迷」  
 といった外的要因が多い一方  
 で、「参加店の減少」「景品に  
 魅力がなかった」といった内  
 部的な要因を挙げる地域もあ  
 った。

その他の主な調査結果は次  
 のとおり

大売出しの期間

一企画当たりの平均期間は  
 前年と比較してほぼ横ばいの  
 一七・〇日であった。（前々  
 年調査一七・六日、前年調査  
 一七・一日）

抽選の方法

抽選方法は、「スタンプ・

カードで抽選」が前年同様最  
 も多く八企画、次いで「買上  
 金額で抽選」の五企画、「補  
 助券を発行して抽選」の四企  
 画の順となっている。

なお、抽選を行わない「ポ  
 イント・スタンプ 倍などの  
 サービス」の実施は七企画で  
 年々増加傾向にある（前々年  
 調査四企画、前年調査五企画）  
 景品の内容（トップ賞）

抽選会での景品のトップ賞  
 は、「商品券、ポイント・ス  
 タンプが当たる」が十二企画  
 と最も多いが、前年に比べて  
 三企画減少、一方、「温泉・  
 旅行等招待」は前年の三企画  
 から五企画に増加している。

なお、調査結果の詳細と各  
 地域で作成されたチラシは、  
 各商工会に備えられておりま  
 すので、内容等をお知りにな  
 りたい方は最寄りの商工会へ  
 お問い合わせください。



鶴来町ほか白山麓四村のチラシ

エキスパート懇談会を開催

県連合会では、二月二十日  
 (火)、県連合会会議室で、「経  
 営・技術強化支援事業に係る  
 エキスパート懇談会」を開催  
 した。

利用の直接の窓口となる商工  
 会から経営指導員三十五名が  
 出席した。

経営・技術強化支援事業  
 は、企業が経営・技術・技能  
 の面で抱える課題等に対し  
 て、無料で専門家（エキスパ  
 ート）を派遣し、アドバイス  
 する県連合会の制度で、当日  
 の懇談会には、本制度により、  
 本年度派遣に参加したエキス  
 パートの先生方十五名と制度

懇談会では、今年一年間の  
 派遣実績について、近年の  
 情報技術の進展を反映して、  
 インターネット利用技術など  
 情報化関連の技術指導が多く  
 あったことなど、制度の利用  
 状況が報告され、中小企業に  
 とってメリットの高い支援策  
 である本制度の普及、推進に  
 ついて意見交換を行った。

ご利用のご案内

- エキスパート派遣制度 -

たとえばこんな時に

- |         |                   |
|---------|-------------------|
| 特許      | 实用新案、商標etc        |
| 財務管理    | 資金繰り、経理etc        |
| 経営管理    | 経営計画、経営診断etc      |
| 生産管理    | 工程管理、品質管理etc      |
| 店舗レイアウト | ディスプレイ、照明etc      |
| 販売促進    | 接客サービス、包装、POPetc  |
| 情報化     | インターネット、業務の効率化etc |
| 労務管理    | 人事管理、従業員教育、賃金etc  |

相談内容に合った専門家を派遣します

申し込み、お問い合わせは最寄りの商工会へ

県からのお知らせ

新たな設備投資や設備更新をご検討の中小企業のみなさまへ

制度名	設備資金貸付制度	設備貸与制度
内容	創業及び経営基盤強化に必要な設備資金の50%を長期・無利子で貸付	創業及び経営基盤強化に必要な設備を県中小企業振興協会が購入し、長期・低利により貸与(割賦、またはリース)
対象業種・設備	原則として指定なし	
対象従業員数	小規模企業者及び創業者 製造業・建設業・運送業等 原則20人以下 小売・サービス業 原則5人以下 (特認50人以下)	
限度額	50~4,000万円 (特例6,000万円)	100~6,000万円
金利	無利子	2.75% 利子補給0.5%あり 実質2.25% リース 1.40%(7年)~3.006%(3年)
期間	7年以内(1年据置)	割賦 7年以内(半年据置) リース 3~7年
保証人・担保等	原則として貸付金額1,000万円超の場合、物的担保必要	原則として保証人のみ

その他、お近くの商工会でも相談を受けております。どうぞ、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先：(財)石川県中小企業振興協会  
TEL 076-267-1140  
：石川県商工労働部経営金融課  
TEL 076-223-9194

国金だより

国民生活金融公庫では、2月21日貸付分から、次のとおり金利の引き下げがありました。

マル経 1・95% 1・90%

経営一口講座

高度情報通信ネットワーク社会形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するための「EIT(情報技術)基本法」が昨年十一月に成立し、EIT革命は一時のブームから国家戦

EIT革命と企業の取り組み

略に位置づけられ、「向こう五年以内に世界最先

端のEIT国家となることを目指す具体的な行動計画を、この三月末までを目途に策定する」との政府方針が示されています。このような中で、EITの導入・活用は企業の経営革新のためにも避けては通れない重要課題と

なってきたが、その一部は「何をどの様に取り組めばいいのか」と困惑しつつも、「急激な情報化社会の進展に取り残されてしまつ」と懸念を抱く小規模事業者も少なくないように見受けられます。インターネットに代表される

最近の新聞報道で、各自治体によるEIT講習会等が紙上を賑わし、又商工会事業としても小規模事業者を対象に、さまざまなEIT活用を支援・指導する事業が計画されています。

経営者が自らの事業を見つめ直し、「今、企業が必要としている情報やその活用法」等を見い出すためにも、これらの機会を積極的に利用して必要な知識・技能を研修されることをお薦めします。

このような自己研鑽を通して自らの資質を高め、二十一世紀に向けた戦略展開の第一歩として頂きたいと思えます。

(県連合会嘱託専門指導員

赤丸 義郎)

「消費者契約法」が四月からスタート

平成十二年五月に公布された「消費者契約法」が、いよいよ平成十三年四月一日から施行されます。この法律は、消費者と事業者間の契約に係るトラブルの公正かつ円滑な解決のための民事上の一般ルールを規定したものであり、事業者もその当事者になっていることから、施行前にその内容等について理解をしておくことが必要です。

消費者契約法のポイントは消費者契約法のポイントは次の三点です。

- 一 消費者が事業者と締結した契約(「消費者契約」)がすべて対象
- 二 消費者契約の締結過程に係るトラブルの解決  
消費者は、事業者の不適切な行為により、自由な意思決定が妨げられたことよって結んだ契約を取り消すことができます(左表)。
- 三 消費者契約条項に係るトラブルの解決  
消費者が事業者と結んだ契約において、消費者の利益を不当に害する一定の条項の全部または一部が無効となりま

無効となる条項	具体的な条項例 等
事業者の債務不履行・不法行為による損害賠償責任を全部免除する条項	いかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない。
事業者の債務不履行・不法行為(故意又は重過失の場合)による損害賠償責任を一部免除する条項	賠償責任は 円を限度とする。
目的物に隠れた瑕疵がある場合による消費者に生じた損害の全部を免除する条項	事業者は、商品に瑕疵があっても、一切損害賠償 交換、修理をいたしません。
消費者の契約の解除に伴う損害賠償請求額のうち当該事業者が生ずる平均的な損害の額を超える部分	契約後にキャンセルする場合には、左の金額を解約料として申しつけます。実際に使用される日から一年以上前の場合：契約金額の80% 平均的な損害の額を超える部分が無効
消費者が支払い期日に遅れた場合、未払額に課される金利のうち一四・六%を超える部分	毎月の家賃は、当月二十日までに支払うものとし、前記期限を過ぎた場合には一カ月の料金に対し年三〇%の遅延損害金を支払うものとする。
民法等の任意規定よりも、消費者の権利を制限し、義務を加重することによって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項	一四・六%を超える部分が無効 ・消費者からの解除・解約を制限する条項、事業者からの解除・解約の要件を緩和する条項 ・消費者の権利の行使期間を制限する条項

## 改正後の所定給付日数

倒産・解雇による離職者に対する給付日数

区分	被保険者であった期間	給付日数				
		1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	180日	-
30歳以上45歳未満		90日	180日	210日	240日	
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日	
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日	

一般の離職者に対する給付日数

区分	被保険者であった期間	給付日数			
		5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
一般被保険者		90日	120日	150日	180日

パート労働者の方や障害者等の方には、別途日数が規定されています。

当面の厳しい雇用失業情勢に加え、少子・高齢化の進展、労働移動の増加等、雇用保険を取り巻く環境は大きく変化し、今後とも雇用保険制度がセーフティネットの中核としての役割を果たしていくため、平成十三年四月より大幅な見直しが図られることとなります。

平成十三年四月より  
**雇用保険制度が大きく変わります！**

### 改正の主なポイント

一 基本手当の給付体系が変わります。

平成十三年四月一日以後に離職し求職者給付を受ける方は、上図のように離職理由により給付日数が異なることとなり、倒産・解雇等により離職した方は、手厚い給付日数となります。

二 雇用保険被保険者離職証明書の様式が変わります

平成十三年四月から、改正雇用保険法の施行にあわせて、離職理由をより正確に判断するため、雇用保険被保険者離職証明書等の様式が変更されます。提出書類の種類自体は変更ありません。

三 再就職手当の給付額が変わります。

離職の日が平成十三年四月一日以後の日である受給資格者については、再就職手当の支給額の算定方法が変更され、再就職手当の給付額は、支給残日数の三分の一に相当する日数に基本手当日額を乗じて得た額（一月未満は切捨

て）となります。

四 雇用保険率が改正されます。将来にわたり安定的な財政

基盤の確立を図るため、平成十三年四月以降の期間に係る保険料から、雇用保険利率が原則千分の十五・五となります。

## 産業別の利率表

(平成13年4月から適用)

区分	雇用保険料率	負担分	
		事業主負担分	被保険者負担分
一般	15.5 / 1,000	9.5 / 1,000	6 / 1,000
農林水産・清酒製造業	17.5 / 1,000	10.5 / 1,000	7 / 1,000
建設業	18.5 / 1,000	11.5 / 1,000	7 / 1,000

五 パートタイム労働者、派遣労働者の適用要件が変わります。

平成十三年四月から、年収に係る要件（年収九十万円以上の就労であること）等が撤廃されます。

詳しくは最寄りのハローワーク又は石川労働基準局職業安定課にお問い合わせください。

## お勧めします 備えて安心 充実保障の中小企業共済

「傷害共済制度」の内容と特色

- 国内での仕事及び日常生活のあらゆる場面のケガに適用できます。疾病死亡の際にも保障されます。
- 診療開始1日目から適用でき、180日間保障します。(免責日はありません)
- 従業員の福利厚生用の「傷害共済 型」、及び「傷害共済 型」、1口で契約者の家族全員を保障する「ファミリー傷害共済」があります。

共済金等	傷害共済 型	傷害共済 型	ファミリー傷害共済	備考
月額掛金(1口)	2,000円	1,000円	3,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 型及び 型は被共済者の重複加入はできません。</li> <li>● ファミリー共済は個人の加入のみです。(法人の加入はできません)</li> <li>● 柔道整復師での通院は共済金支払の制限をすることがあります。</li> </ul>
死亡共済金	500万円	100万円	500万円	
交通事故上記以外	300万円	60万円	400万円 150万円	
入院日額	9,500円	4,700円	5,000円 4,000円 3,000円	
通院日額	4,000円	3,000円	3,000円 2,500円 1,700円	
往診1回	8,000円	4,000円	4,200円 3,400円 2,500円	
疾病死亡(死亡弔慰金)	50万円	25万円	本人のみ 25万円	

もう一つの備え「ハンドル共済」の内容と特色

- 人身事故での見舞金や弔慰金など保険の適用外の出費を契約者に直接お支払いする他に例のない見舞金制度です。

ハンドル共済の主な保障内容等				
掛金(年払いのみ)	自家用乗用自動車	11,000円	自家用軽乗用自動車	5,500円
	自家用普通貨物自動車(2t超)	27,000円	自家用普通貨物自動車(2t以下)	17,000円
	自家用小型貨物自動車	11,000円	自家用軽貨物自動車	5,500円
死亡共済金	300万円	事故の日から180日以内の死亡		
医療共済金	入院	3,000円×日数	実入通院を受けた日数365日を限度	
	通院	1,500円×日数	1事故について、被傷害者が複数の場合は入通院を通じて1日最高12,000円を限度	

詳しくは石川県中小企業共済協同組合へ ☎ 076 - 268 - 7300 (石川県商工会連合会内)

加賀

あのまち・このむら

能登



### 美川町 商工会青年部主催 IT講習会 ITっていいね(I) 楽しい(T)

美川町商工会青年部主催のIT講習会が、二月十六日、県連合会研修室にて開催された。「IT」という言葉の意味はわかるけど具体的に何のことがよく分からない」という部員十一名が、ITを用いた販売形態やその可能性、インターネットから有効な情報を得る方法や情報発信の方法などについて講義を受けた。部員たちはITとうまく向

### 高松町

#### 国境ブランドで地域振興



高松町商工会の街づくり委員会は、高松町が古くから加賀と能登の国境に位置することから、新たに「国境のまち」をキヤッチコピーとして、内外への地域発信を行っていく

き合うことで商売のみならず私生活までも広がりを見せるということを知り、講義終了後も「IT」談義に花が咲く、有意義な講習会となった。

ことを確認した。

手はじめとして地元酒販店の協力を得て、独自ブランドの銘酒の開発を行い、お土産や贈答品として販売を行う。

銘酒には昭和の啄木と期待されながらも、若くして波乱の生涯を閉じた当町出身の川柳作家鶴「彬」の遺作二句を銘酒に命名、「国境のまち」と共にかたくなに激動の時代を生きた、人間「鶴」彬を文化面でも発信していきたい考えた。具体的運営には、民間有志で組織する「国境のまち高松の会」がこれにあたる。

### 鳥屋町 産地の織物を活かして ドレスに挑戦

地域振興活性化事業の一端として「ドレス作り」に挑戦を実施している。合織織物の産地ならではの生地を大いに活用し、三名の受講生は自分だけのオリジナルなドレス作成に悪戦苦闘しながら、十三回シリーズで仕上げ、完成した暁には皆でショーを実施する予定ではりきっている。講師は浅田耀子デザイナーで、この事業が鳥屋町の人達に縫う喜びの起爆

剤になれば」と熱心に指導している。



ドレス作りに取り組む受講生のみなさん

### 経営テレビ番組

- ビジネス・ズームアップ
- 北陸放送(火曜 11時)
- 3/6日 包むにこだわるノ
- 中華料理・惣菜の
- 自動製造機械開発
- 13日 この道一筋七十年ノ
- こだわりのラーメン
- 20日 ベテラン技術者の
- ノウハウを活かす
- 継手メーカー
- 27日 地域に合った店作りノ
- 靴屋さんのオリジナル
- 商品開発
- 4/3日 紙からデニムへ転換ノ
- 一貫生産体制で
- 高品質商品を提供

## 代理店研修生募集

研修嘱託社員となっただき、将来専業代理店となっただきです。

損害保険代理店は時代の先端をゆくビジネスです。

- 資格 22歳～45歳
- 給与 210,000円～280,000円(固定給)
- 研修期間 標準36ヶ月

### 安田火災海上保険(株)

金沢支店 金沢市香林坊1-2-21  
第一支社 電話(076)262-1671

まごころでサービス  
**安田火災**

くわしくは、お気軽に  
右記へご相談下さい。

## 探訪 チャレンジ企業 21

### 新しき伝統産業の創設 絲藝苑：門前町



#### 自然の恵みを活用

自然を敬愛し、自然の恩恵に感謝しつつ、自然との共生に意欲的に取り組み、自然からの贈りもの即ち紬（糸）を用いて、一品手織の能州紬（織物）を製造、能登の自然の美しさと共に全国へすばらしき製品を広めているのは、門前町千代にある織元絲藝苑である。

#### 絲藝苑の誕生

絲藝苑主宰上島洋山さんは、京都西陣のご出身、本来ならば西陣の隆盛にご尽力される方であるが、三十数年前、門前町出身で京都で活躍されている方の帰郷に同行された折、日本海に沈む夕日の素晴らしさ、能登の自然の美しさに感動され、更にその夜、初めて会った町長さんと意気投



能州紬は海草で地染めされたものに草木染めが加えられ、環境に優しい仕上がりとされている。

能州紬はすべて手づくりである。織りは昔ながらの木製機で、織る人の心を込めた手捌きが風合となつて、一品一品同じものが全くなく、温もりのある製品となっている。特に能州紬を特徴づけているのは、糸の二度染めにある。即ち最初に糸を海草の煮汁で染め、次いで草木染めでいろいろな色に仕上げている。特に海草染めは、上島洋山さん



図柄の裏地に縫い糸が出ず、表裏同柄に織り上がる「手織織り」も能州紬の特徴。

#### 能州紬の特徴

合し、町長さんから洗練された西陣の技術でもつて、この地に昔からある機を復活し町の振興に協力してほしいと要請され、その後織物の指導に度々訪れ、遂に定住するようになり、能登の自然をふんだんに取り入れた作品を作り上げ、これを能州紬と命名し、広く全国に知らしめている。

#### 新たな挑戦

第三のチャレンジは、全国の伝統織物関連業者を一堂に集めたサミットを、この門前町で開催することである。昨年第一回のサミットが沖縄県南風原町で行われ、本年は米沢市で行われる予定であり、門前町には能登空港開港の平成十五年の予定となっている。この会合を意義あるものにし、全国の伝統織物の振興に役立てるため、同志への働きかけや広報等準備を着々と進めている。

#### むすび

二十一世紀は自然との共生



独自の技術で新しい伝統産業を興した上島洋山さん。

このコーナーでは石川の「チャレンジ企業」を応援しています。取材を希望される方は最寄りの商工会をお訪ねください。

（お問い合わせ）  
絲藝苑  
〒九二七 二三五一  
石川県鳳至郡門前町  
千代三二 一六  
TEL 〇七六八 四三一 一五四